

## <性能評価の主な流れ>

お問い合わせをいただいてからの、性能評価の主な流れは以下のとおりです。

### ① お問い合わせ

申請者の会社名、住所、電話番号、メールアドレス、氏名を確認させていただきます。

性能評価の種類、製品の概要を確認いたします。

次の事前相談に必要な書類をご依頼し、事前相談の日時・場所を確定いたします。

### ① 事前相談（1～3回程度）

申請図書・試験体図・試験体仕様書の書き方、試験方法等をご説明いたします。

申請者の作成する申請図書、標準施工図、製品仕様書、試験体製作図等を基に、性能評価の範囲、試験体の仕様、試験・性能評価の日程等を協議いたします。

最終的に、試験体仕様の決定、試験体製作者の選定を行い、試験体の製作図・工程表・仕様書作成を確認し、また、試験日、評価委員会、大臣申請日の概略を申請者にお伝えいたします。

### ② 試験体製作及び管理依頼受付

申請者は事前相談を踏まえ、試験体製作及び管理依頼書、性能評価申請書、性能評価申請製品仕様原案、試験体仕様等の図書を整え、性能評価申請を行っていただきます。

### ③ 性能評価申請受付及び試験体製作発注

本学は、性能評価申請書、性能評価申請図書原案、試験体仕様等の図書を確認し、性能評価申請を受け付けます。

そして本学は、試験体製作会社を選定し、通知します。

申請者は、通知された試験体製作会社に対し見積書を依頼し、試験体を発注して下さい。また、必要な場合は廃棄を試験体製作会社に依頼して下さい。

### ④ 試験体製作確認

試験体製作に当たり、本学の試験体製作管理者は立ち会いを行い、写真撮影、試験体図面との整合性確認を行います。必要に応じて、申請者に確認を行います。

試験体完成時には、申請者に試験体に不備等がない旨の確認をお願いし、試験体完成書に署名をいただきます。

### ⑤ 性能評価試験

試験には、原則、申請者に立ち会いをお願いします。

試験体の装置へのセッティング終了後、申請者において試験体の不備等がない旨の確認、また試験の種別の最終確認をしていただき、試験体確認書に申請者の署名をいただいた後に、試験を開始いたします。

試験終了後、試験結果について申請者にご説明いたします。

⑥ 性能評価書原案作成

性能評価試験結果を受け、本学の評価員及び技術者は、試験結果報告書及び性能評価書原案を作成いたします。

- ・試験結果報告書：試験成績書、試験体図面、試験体仕様書、試験装置図、熱電対取付位置・変異測定位置図を含む。
- ・性能評価書原案：申請仕様書・図面、申請仕様と試験体仕様比較書、試験体図面、評価内容を含む。

⑦ 性能評価委員会審議

申請者の出席は求めません。

⑧ 評価結果の通知

性能評価委員会の結果を申請者にご連絡いたします。

⑨ 性能評価書作成

性能評価委員会の指摘等を受け、性能評価書を精査して、作成します。

⑩ 性能評価書の発行

本学の性能評価業務においては、国土交通大臣への認定申請については、申請者において行っていただくこととしております（代行申請は行いません）。性能評価書は、申請者において開封できない状態にして発行いたします。

⑪ 国土交通大臣への認定申請

国土交通省へのアポイントメントは早めにお取りください。

大臣認定の申請には、申請手数料の収入印紙が必要となります。

※ 国土交通省の窓口：住宅局建築指導課 防火認定担当